

吸収分割に関する事前開示書類  
(簡易吸収分割)

2024年4月9日

株式会社ディー・エヌ・エー

2024年4月9日

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
株式会社ディー・エヌ・エー  
代表取締役社長 岡村 信悟

吸収分割に関する事前開示事項  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

当社は、株式会社C o o p e l（以下「C o o p e l社」といいます。）との間で、当社を分割会社、C o o p e l社を承継会社とし、2024年6月3日を効力発生日として、当社の「Coopel」の名称で運営するRPA事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務をC o o p e l社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に関する契約を締結いたしました。

本件分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）  
別紙に記載のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）  
本件分割に際して、C o o p e l社は、当社に対して現金1円を交付します。かかる対価につきましては、承継対象となる資産及び負債の額並びに本件事業の事業性を勘案し、両者協議の上、決定したものであり、分割対価は相当であると判断しております。
3. 分割と同時に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）  
該当事項はありません。
4. 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第183条第3号）  
該当事項はありません。
5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 成立の日における貸借対照表

C o o p e l 社の成立の日（2024 年 4 月 1 日）における貸借対照表は以下のとおりです。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	資本金	10
資産合計	10	負債純資産合計	10

(2) 成立日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 成立日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 期末配当

当社は、2023 年 6 月 26 日を効力発生日として、当社の普通株式 1 株につき金 20 円（総額 2,227 百万円）の剰余金の配当を行いました。

② 当社持分法適用会社における資金調達

当社持分法適用会社である G0 株式会社は、2023 年 8 月 9 日付で、金融投資家 1 社を割当先とする第三者割当増資による資金調達を実施いたしました。これにより、当社の同社に対する持分比率は 25.9%（2023 年 3 月期末は 28.1%。なお、2023 年 12 月末時点では 25.75%）となりました。これに伴い、2024 年 3 月期第 1 四半期に、所有持分が減少したことによる損益への一時的な利益影響 2,429 百万円を持分法による投資損益に認識することとなりました。

③ 減損損失等の計上

当社は 2024 年 3 月期第 3 四半期（連結）累計期間の決算において、減損損失等を計上いたしました。

連結決算（IFRS）においては、当第 3 四半期において、ゲーム事業に係るソフトウェア等の資産に関する減損損失 11,462 百万円や、のれんの減損損失 15,526

百万円等、総額 27,628 百万円の減損損失をその他の費用に計上いたしました。  
また、当第3四半期において、持分法で会計処理している SHOWROOM 株式会社に対する投資について、5,943 百万円の持分法による投資損失を認識しております。  
個別決算（日本基準）においては、2024 年3月期に関係会社株式評価損 20,000 百万円を特別損失として計上する見込みです。

## 7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

### (1) 吸収分割会社（当社）について

当社の最終事業年度末日（2023 年3月31日）現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 231,794 百万円及び 73,681 百万円であるところ、本件分割により C o o p e 1 社に承継する予定の資産及び負債の額はそれぞれ 1.9 百万円及び 21.9 百万円であることから、本件分割後においても当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後においても、当社の債務については、履行の見込みがあると判断いたします。

### (2) 吸収分割承継会社（C o o p e 1 社）について

C o o p e 1 社の設立の日における貸借対照表は5.(1)に記載のとおりであるところ、当社がC o o p e 1 社に承継させる予定の資産の額及び負債の額は最終事業年度末日（2023 年3月31日）現在においてそれぞれ 1.9 百万円及び 21.9 百万円であるため、本件分割の効力発生日においてC o o p e 1 社の資産の額は負債の額を下回ることが見込まれております。しかしながら、効力発生日以後においてはC o o p e 1 社の親会社である株式会社デライト・ビルダーが資金支援を行うとともに、C o o p e 1 社が資金を調達することにより財務基盤を安定化させる見込みです。

以上より、現時点においては本件分割後においてもC o o p e 1 社の債務の履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 吸収分割契約書

(次頁以降に添付のとおり)



## 吸収分割契約書

株式会社ディー・エヌ・エー（以下「甲」という。）と、株式会社C o o p e l（以下「乙」という。）とは、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（会社分割の方法及び当事会社の商号・住所）

- 1 甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第4条において定義される。以下同じ。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲が「Coope1」の名称で運営するRPA事業（以下「本件対象事業」という。）に関して有する第2条所定の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。
- 2 本件分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。
  - (1) 吸収分割会社（甲）  
商号：株式会社ディー・エヌ・エー  
住所：東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
  - (2) 吸収分割承継会社（乙）  
商号：株式会社C o o p e l  
住所：東京都品川区西五反田8-1-10 ヒキタカ五反田ビル3F

### 第2条（承継する権利義務）

- 1 甲は、本件分割により、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務その他の権利義務（その詳細は別紙「承継する権利義務の明細」に定める。）を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 2 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。

### 第3条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として金1円を甲に対して支払う。

### 第4条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2024年6月3日とする。但し、本件分割の事務上の必要性その他事由により、甲及び乙は合意の上、これを変更することができる。

第5条（株主総会の承認等）

- 1 乙は、本件効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認を行うものとする。
- 2 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
- 3 前各項のほか、甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第6条（競業避止義務）

甲は、本件効力発生日後においても、乙が承継する本件対象事業について、一切の競業避止義務を負わないものとする。

第7条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件対象事業に関する資産、債務その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ定める。

（以下余白）

本契約の締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

2024 年 4 月 8 日

甲： 東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号  
株式会社ディー・エヌ・エー  
代表取締役社長 岡村 信悟



乙： 東京都品川区西五反田 8-1-10  
ヒキタカ五反田ビル 3F  
株式会社Coopel  
代表取締役 橋本 久茂



## 承継する権利義務の明細

## 1. 資産

## (1) 流動資産

本件対象事業にのみに関連する売掛債権、前払費用、仮払金およびその他の流動資産。但し、仮払消費税を除く。

## (2) 固定資産

①本件対象事業のみに関連するソフトウェア

②本件対象事業のみに関連する、以下に掲げる特許権及び商標権

## [特許権]

出願番号	出願日	発明概要	状態	特許番号	登録日
2019-149329	2019/08/16	RPA の UI。通常のブラウジングと RPA のシナリオを作成するモードを切り替える機能を有する。	登録	6756019	2020/08/28
2020-142235	2020/08/26	RPA の UI。通常のブラウジングと RPA のシナリオを作成するモードを切り替える機能を有する。	登録	7339221	2023/08/28
2020-063232	2020/03/31	ブラウザの操作対象を特定する際に、複数の条件を設定できる。	登録	6910494	2021/07/08
2020-147462	2020/09/02	自動化処理をセキュアにおこなう仕組み。3段階の暗号化が特徴事項。	審査中	-	-

## [商標権]

登録番号	商標
6357292	Coopel

## 2. 債務

本件対象事業のみに関連する買掛債務、未払金、預り金その他の流動負債及び固定負債。但し、従業員給与、従業員経費精算に起因する債務及び租税等に係る債務を除く。

## 3. 承継するその他の権利義務

(1) 本件対象事業に関する会員との間の一切の契約

(2) 前号に掲げるもののほか、本件対象事業に関する一切の契約。但し、以下に掲げる契約を除く。

- ・ 甲における本件対象事業以外の事業と共同の目的の下に締結された契約及びそれに付随する契約
- ・ 本件対象事業に従事する一切の労働者に係る労働契約

4. 本件対象事業にのみ属する、以下に掲げる web サイト及びドメインに係る権利

[web サイト]

- ・ Coopel のサービスサイト (<https://coopel.ai/>)

[ドメイン]

- ・ coopel.ai/

以上

